

藤井寺市柏原市学校給食組合職員公務災害等見舞金支給条例

平成 8 年 5 月 30 日  
条 例 第 2 号

改正

平成 23 年 2 月 9 日 条例第 4 号

藤井寺市柏原市学校給食組合職員公務災害等見舞金支給については、藤井寺市の藤井寺市職員公務災害等見舞金支給条例（平成 8 年藤井寺市条例第 2 号）を準用する。この場合において、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 8 年 4 月 1 日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害について適用する。

附 則（平成 23 年 2 月 9 日条例第 4 号）

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。